

広島県後期高齢者医療広域連合条例の読点の表記を改める条例

令和5年10月30日

条例第8号

広島県後期高齢者医療広域連合の条例（この条例の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。